

H23年度 東条の森カントリークラブ

# 年会費制 会員募集

募集  
100口

## プラチナ会員

【法人・サークル会員 4名無記名式】

- 年会費/210,000円(消費税込み)
- 有効期間/入会日より一年間有効
- プレー料金/平日(食事付き)5,600円  
休日(食事なし)7,500円

※1日につき、3コースいずれか1コース1組(4名様まで)会員料金にてどなたでもご利用できます。  
※セルフプレー料金。キャディー別途。 ※3B、2Bは別途割増料金発生。  
※クラブ競技の参加、またはハンディの交付はございません。  
※プレーの優先予約権はございません。一般の方と同じ予約開始日となりますのでお早めにご予約ください。

特典

レンジボール券・ドリンク券・  
食事券を20枚ずつ進呈。

3コース利用可

東条コース  
TOJO-COURSE

大蔵コース  
OKURA-COURSE

宇城コース  
UJO-COURSE



東条の森カントリークラブ

〒673-1325 兵庫県加東市大畑1071-7-2

TEL.0795-46-1301 FAX.0795-46-1307

<http://www.tcc63.co.jp/> <E-mail>info@tcc63.co.jp

入会お申込

裏面の専用申込書をご記入の上、  
FAX又は郵送にてお申込ください。

# 年会費制「ブラチナ会員」入会申込書 FAX.0795-46-1307

法人名 サークル名	-----		
ご住所	〒 -		
代表者名	-----	担当者名	-----
ご連絡先	TEL	-	FAX - -
	メールアドレス		@

正会員紹介欄 様

## 《年会費制会員規約》

1. 目的  
年会費制会員は、ゴルフを通じエチケット・マナーの向上に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
2. 年会費制会員  
年会費制会員とは、本規約を承認の上で所定の入会手続きを行い、且つ年会費の払込を完了した法人・サークルをいいます（以下「会員」という）。  
会員は、コースが定める会員優待料金にてプレーができるもので、コースの経営、優先的プレー権等いわゆるメンバーコースにおける権利は有しない。
3. 年会費  
年会費制会員入会希望者は、所定の入会手続きを行い、入会承認後一週間以内に年会費の払い込みを完了しなければならない。  
会員の種類は年次会員で、その有効期限は、入会承認月から一カ年とする。  
また、年会費は理由の如何にかかわらず返還致しません。年会費は経済情勢の変動等により変更する場合があります。
4. 会員資格有効期間  
会員の資格の有効期間は入会日の翌年の同月末までとします。
5. 予約  
ご予約の際には、年会費制会員である旨、お申し出下さい。  
プレーの優先予約権はございません。一般の方と同じ予約開始日となります。  
通常の予約後、専用のエントリー申込書にて利用者の連絡をしなければならない。
6. 退会  
会員はその申出により何時でも退会できます。
7. 会員資格の取り消し  
会員が次の各項に該当するときは、本事務局はその資格を一旦停止、又は除名する事ができるものとします。  
①本規約及びゴルフ利用約款に違反したとき。  
②ゴルフ場の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき。  
③入会后、暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等であると判明したとき。  
④暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴プレーや紹介したとき。  
⑤その他本事務局において、処分が必要と判明する行為があったとき。
8. 資格の消失  
会員は次の場合にその資格を失います。  
①資格の有効期限が満了したとき。
9. 会員情報  
会員情報は、会社及び本事務局において共有し、相方から情報を無償で提供します。
10. 会員の義務  
会員は次の義務を負う。  
①ゴルフ利用約款、エチケット、マナーを遵守すること。  
②会員相互の友好を心がけ、他の会員、プレーヤーに迷惑となる行為はしないこと。
11. その他  
その他本規約に定めない事項については本事務局において別に定めます。また、規約はその年によって改定することがあります。